

「鳥取市安全で安心なまちづくり功労者表彰」 の推薦を募集します！

本市では、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、安全で安心なまちづくり（犯罪の未然防止）の推進に貢献された個人や団体を表彰しています。
本年度も下記のとおり、功績のある個人や団体の推薦を募集します。

○ 募集期限

令和8年8月17日（月）まで

○ 推薦に当たっての要件（抜粋）

- ・安全で安心なまちづくりに関する活動を行っている市民（市内に通勤・通学する人を含む）または団体
- ・通算5年以上、活動を継続しており、今後も活動の継続が見込まれること。または、特に顕著な功績があると認められること。（個人、団体）
- ・人格円満で、他の模範と認められること。（個人）
- ・過去3年間に、刑事処分、行政処分等を受けたことがないこと。また市税の滞納がないこと。（個人）



○ 推薦者、推薦の方法・提出先

- ① 自治会、各地域の自主防犯活動団体など
- ② 「安全で安心なまちづくり功労者表彰推薦書」、「自己申告書」（個人のみ）をくらしの安心・相談課（28番窓口、0857（30）8184）または、各総合支所地域振興課に提出してください。

※ 推薦に当たっては、推薦を受ける方の了承を得ていただきますようお願いいたします。

※ 推薦書等は、本市公式ウェブサイトからダウンロードしていただくか、くらしの安心・相談課または各総合支所地域振興課にお問い合わせください。

「自主防犯活動団体補助金」の申請を受け付けます

申請期間 5/11（月）～6/19（金）

○ 補助対象事業

防犯活動講習会の開催、防犯パトロールの実施、防犯広報紙の作成、安全マップの作成、危険箇所の点検、声かけ運動の実施等の自主防犯活動に要する経費

○ 補助対象者

各地区で継続的に自主防犯活動に取り組んでいる自治会、町内会もしくはボランティア団体 等

○ 補助額

1団体あたり 10万円 まで ※ 申請が複数の場合は減額になる場合があります。

★ 注意事項

ポイント割引やクーポン割引は利用しないでください。

※ 補助金制度が利用できなくなる場合があります。業者に見積りする前に協働推進課までお問い合わせください。



裏面もご覧ください

「防犯ベスト・キャップ等防犯用品」を支給します。

申請期間 5/11 (月) ~6/19 (金)

防犯ベスト、防犯キャップ

○ 防犯ベスト

蛍光ポリエステルメッシュ、フリーサイズ、前面に「防犯」
背面に「防犯パトロール」の文字入り

○ 防犯キャップ

綿ポリ混紡、高輝度反射エンブレム、「防犯パトロール」の
文字入り

○ 支給対象団体

各地区で継続的に自主防犯活動に取り組んでいる自治会、町内
会もしくはボランティア団体等

○ 支給用品の数

団体ごとの個数制限は設けませんが、申請が多数の場合は減数になる場合があります。



令和7年度の支給品

※仕様は変更になる
場合があります。

その他防犯用品

☆ 令和8年度は、防犯ベスト・防犯キャップ以外の
防犯用品も支給可能です。下記の例以外で支給可能な
防犯用品もありますので、ご相談ください。



<防犯用品の例>

○ ハンズフリー拡声器

ハンズフリー拡声器は、拡声器を腰などに装着して使用でき、話しながら両手を自由に
使えるため、街頭での防犯活動の際に非常に有効です。

○ セーフティバンド

足首や手首に装着する光るバンドです。光ることで夜間でも存在をアピールすることが
できます。

○ 防犯パトロール用懐中電灯

夜間の視界確保だけでなく、不審者への威嚇や護身手段として使用できます。

○ 警笛

不審者遭遇時等に周囲に異常を知らせることができます。

◎ 申請の方法・お問い合わせ先

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

○ 申請先

くらしの安心・相談課（本庁舎2階 28番窓口）または各総合支所地域振興課

○ 申請用紙

くらしの安心・相談課、各総合支所地域振興課にてご用意しています。

また、申請用紙は「鳥取市公式ウェブサイト」からダウンロードもできます。

○ お問い合わせ先

鳥取市市民生活部くらしの安心・相談課 ☎ 0857-30-8184（担当：田中絵）